

龍ヶ崎市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険の加入について
建設工事の入札参加資格として社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを要件とします。
※法令により適用除外とされる事業者は除きます。
- 2 申請受付業種
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、電気、管、ほ装の5業種になります。
- 3 名簿の登載期間
平成31年4月30日まで（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）
- 4 名簿の公表
入札参加資格者名簿につきましては、龍ヶ崎市総務部契約検査課においての閲覧及び市公式ホームページにより公表します。
- 5 個別書類について
市内に本店又は営業所を有している方で、当市に納税義務がある方は、次の書類を提出してください。また、代表者（本人）以外の方が来庁する場合は委任状を持参願います。（委任状の様式は任意）

書 類 名	市内 業者	市外 業者	備 考
納税証明書（未納税額のない証明・個人又は法人用） （写し可）	○	△	市税（別紙様式1・2）：市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税＝龍ヶ崎市に本店、支店又は営業所等がある者

○：提出を要す △：該当者のみ提出

- 6 連絡先
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市総務部契約検査課契約指導検査グループ
電話 0297-60-1551（直通）

7 その他

(1) 変更の届け出等

① 申請事項の変更

申請後に次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。様式は統一様式です。

変 更 事 項	添 付 書 類
商号又は名称	商業登記簿謄本（写し可）、委任状（委任している場合）及び使用印鑑届（実印と異なる場合）
代表者又は受任者	法人の代表者の変更（商業登記簿謄本（写し可）及び委任状（委任している場合））、受任者の変更（委任状）
住所又は電話番号	本社の住所の変更（商業登記簿謄本（写し可）及び委任状（委任している場合））
建設業の許可	建設業の許可通知又は建設業許可証明書（写し可）
実印又は使用印鑑	実印の変更（印鑑証明書（写し可））、使用印鑑届（実印と異なる場合）
資 本 金	商業登記簿謄本（写し可）

② 経営事項審査結果

経営事項審査の有効期間は、1年7か月です。したがって、申請書に添付した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間が満了する前に、新たな「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出してください。

③ 入札参加資格の地位の承継

有資格者である法人が消滅し、個人が死亡し、又は営業を廃止したときは、直ちに届け出てください。この場合において、合併後存続する法人、合併により設立された法人、相続人又は有資格者である個人がその営業のために使用していた財産の全部を提供して設立された法人は、所定の手続きにより当該有資格者の地位を承継することができます。（詳細は、別途問い合わせてください。）

(2) 入札参加資格の取消し

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格の決定を取消すとともに名簿から抹消します。

- ① 「契約を締結する能力を有しない者及び破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者」又は「当市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後2年を経過していない者」のいずれかに該当することとなったとき。
- ② 建設業許可の取消しを受け、又は失効したとき。
- ③ 営業を廃止したとき。
- ④ 経常建設共同企業体にあつては、当該共同企業体を解散したとき。
- ⑤ 申請書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ⑥ 名簿の公表を拒否したとき。